

資料

2005年度(平成17年度)第1回計量行政審議会配付資料(5)

7月26日開催、経済産業省本館17階第1共用会議室

新しい計量行政の方向について

(参考資料)(1)

我が国の計量制度の概要

①取引・証明における計量については、この計量法がすべてカバーしている。

②国際的計量ルールに調和した制度(メートル条約、国際法定計量機関設立条約)

③産総研が世界に通じる計量の「ものさし」を国内に供給している。

④生活に密着した正確計量のための検査などは、都道府県等の地方自治体が担っている。

⑤計量単位など重要な技術的事項は、計量行政審議会が定めている。

【計量単位の統一】

国内で使用する法定計量単位(m, kg, s(秒)、℃など)を国際単位系(SI=Le Systeme International d Unités「国際単位系」)に統一し、取引・証明行為における法定計量単位以外

の使用を禁止している。【正確な計量器の供給(特定計量器の検定)】特に適正な計量の実施を確保する必要がある計量器(タクシメーター、はかり、水道メーター等)

【正確な計量器の供給(特定計量器の検定)】特に適正な計量の実施を確保する必要がある計量器(タクシメーター、はかり、水道メーター等)

については、都道府県、日本電気計器検定所、指定検定機関等の公的機関の行う検定に合格したものの以外の使用を禁止。

【民間能力を活用した正確な計量器の供給(指定製造事業者制度)】十分な品質管理能力を有するものとして経済産業大臣の指定を受けた指定製造事業者者について

は、公的機関の検定に代えて自主検査による対応が可能となる。【食品などを密封した商品の正確な計量(商品量目)】特定商品(野菜、魚、洗剤等)の販売者は、商品ごとに定められた許容誤差(100gに対してはマイナス2gまで)を超えないように計量をし、密封した商品については内容量を表記することを義務付けている。

【正確な計量の結果の確保(計量証明事業)】産業廃棄物の重量、環境汚染物質(Nox, Soxなど)の濃度などの測定結果を公的に証明し、証明書を発行する計

量証明事業を行う事業者は、都道府県への登録が義務づけられる。【極微量物質の計量証明(特定計量証明事業)】ダイオキシン等の極微量物質の計量証明(特定計量証明事業)には特に高度な技術力が必要となる

基準器制度

1. 目的

計量法における検定等の特定計量器検査の信頼性を確保、維持するために用いる計量器について一定の精度を保つことを目的とする。

2. 根拠条文 計量法第102条〜第105条

3. 制度の概要 検定等の特定計量器の検査に用いる計量器について、基準器検査に合格した計量器でなければ、検定・定期検査・計量証明検査・製造事業者における自主検査等に使用することができないこととするもの。

4. 見直しの契機 昭和41(1966)年…基準器の対象の見直し、平成5(1993)年…

るため都道府県への登録に当たり、(独)製品評価技術基盤機構による技術力の認定が必要となる。【計量の「ものさし」による計量器の校正】能力認定を受けた校正事業者(JCSS認定事業者)により、経済産業大臣が指定した国家計量標準(特定標準器及び特定標準物質)から段階的な校正等を行い、計量器の精度(不確かさ)を対外的に証明するトレーサビリティ(計量器の校正履歴が国家標準までたどれること)を確保。

我が国の計量規制の歴史と変遷

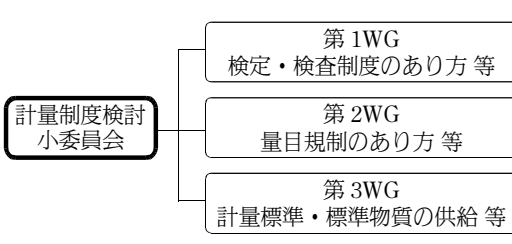
Table with 3 columns: Year (e.g., 1891, 1910, 1921), Regulation Name (e.g., 度量衡法制定, 電気測定法制定), and Description (e.g., ①尺貫法とともにメートル法を公認。②営業に使用する計量器を検定対象とし、製造事業者・販売事業者は免許制)

審議会の進め方について(案)

(検討体制)

計量行政審議会運営手続第11条の規定に基づき、小委員会を設置。(主なスケジュール予定) 平成17年8月8日…計量制度検討小委員会での検討を開始。

以降…小委員会、ワーキンググループにて分野別(検討)小委員会、ワーキンググループの検討の進捗に応じ、年内を目標に計量行政審議会にて、基本的方向を審議。その後、更に小委員会、ワーキンググループで検討し、平成18年春を目途にとりまとめを予定。【編集部注…出席委員の賛成多数で承認】



規制改革・民間開放推進3か年計画(H16.3.9閣議決定)「抜粋」

(事業者の自己確認) 検査検定制度的うち、保護法益の面から比較的危险度が小さいものであつて、かつ違反による危害発生の蓋(がい)然

性も小さいものについては、現在、政府が行っている検査検定制度的を事業事業者側においても情報提供を促進する等の取組を行うことが期待される。

計量行政審議会の公開について

1. 議事要旨については、原則として会議の翌々日までに作成し、公開する。 2. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内(作成し、公開する。 3. 配付資料は原則として公開する。 4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、会長に一任するものとする。

計量標準の国際相互承認協定(CIPM-MRA)の概要

1. 概要

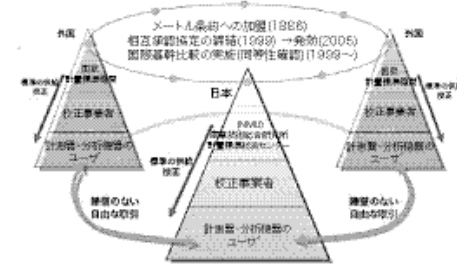
国際相互承認協定 (Global Mutual Recognition Arrangement) は、経済のグローバル化に対応するため、メトリック条約加盟国の主要国家計量標準機関の代表で構成する国際度量衡委員会 (CIPM) において締結された協定である。

(注: 本協定は、1999年10月に開催された第21回国際度量衡総会において38カ国の国家計量標準機関と国際機関2機関によって署名された。日本は当時の工業技術院計量研究所が標準研究所(計量研究所、物質工学

レーサブルである場合、製品等の試験成績書がワンストップで相手国に受け入れられることとなる。

また、本協定に署名した各国の国家計量標準機関の技術能力を統一的な基準により比較(いわゆる技能試験による国際比較)、審査し、その結果として登録・公表された技術能力(Calibration and Measurement Capability: CMC)に基づいて承認・不承認を判断する仕組みを併せて構築している。

なお、1999年からこの4年間で、この相互承認協定に基づいて行われてきた膨大な数の比較試験と技術能力の審査の結果、CMCの登録数は1万7千件を超えており、本協定の発効によって国際的な信頼性確保の枠組みが整理され、障壁のない自由な取引が促進される。製品や食品に付与される試験データの信頼性を外国の顧客や規制当局から求められるとき、登録されたCMCへのトレーサビリティを確保することで、その試験成績書は国境を越えて通用するいわばバスポートとなる。



各国の国家計量標準機関(NMI)を頂点とした国際的な信頼性確保(国際相互承認)の枠組み

また、本協定に署名した各国の国家計量標準機関の技術能力を統一的な基準により比較(いわゆる技能試験による国際比較)、審査し、その結果として登録・公表された技術能力(Calibration and Measurement Capability: CMC)に基づいて承認・不承認を判断する仕組みを併せて構築している。

なお、1999年からこの4年間で、この相互承認協定に基づいて行われてきた膨大な数の比較試験と技術能力の審査の結果、CMCの登録数は1万7千件を超えており、本協定の発効によって国際的な信頼性確保の枠組みが整理され、障壁のない自由な取引が促進される。製品や食品に付与される試験データの信頼性を外国の顧客や規制当局から求められるとき、登録されたCMCへのトレーサビリティを確保することで、その試験成績書は国境を越えて通用するいわばバスポートとなる。

また、本協定に署名した各国の国家計量標準機関の技術能力を統一的な基準により比較(いわゆる技能試験による国際比較)、審査し、その結果として登録・公表された技術能力(Calibration and Measurement Capability: CMC)に基づいて承認・不承認を判断する仕組みを併せて構築している。

なお、1999年からこの4年間で、この相互承認協定に基づいて行われてきた膨大な数の比較試験と技術能力の審査の結果、CMCの登録数は1万7千件を超えており、本協定の発効によって国際的な信頼性確保の枠組みが整理され、障壁のない自由な取引が促進される。製品や食品に付与される試験データの信頼性を外国の顧客や規制当局から求められるとき、登録されたCMCへのトレーサビリティを確保することで、その試験成績書は国境を越えて通用するいわばバスポートとなる。

よって確保されるものとし、具体的には以下のよう規定が盛り込まれている。

同等性は国家計量標準機関間の基幹比較 (Key comparison) によって確保される。

基幹比較は、国際度量衡委員会の各諮問委員会及び地域計量組織 (AMP, EUREMETなど) が管理する。

国家計量標準の比較のため、基幹比較の乖離の程度で、国家計量標準の同等性の程度を量的に示す。

国家計量標準機関は、ISO/IEC 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項) 又はそれと同等の品質システムが要求される。

「2005年度計量法改正情報BOX」更新情報

<http://www.keiryou-keisoku.co.jp/hou-kaisei2005/hou-kaisei-top.htm>

日本計量新報社では、2005年度計量法改正作業をすべく改正作業のため、インターネットのホームページ「計量計測データバンク」に「2005年度計量法改正情報BOX」を設けております。

この「計量計測データバンク」は計量行政審議会の本会議、計量制度検討小委員会、同ワーキンググループの改正作業など、公開された文書のすべてを掲載いたします。

また日本計量新報社で「日本計量新報」を隔週刊として発行し、計量法改正の最新情報を掲載いたします。

「計量計測データバンク」は計量行政審議会の本会議、計量制度検討小委員会、同ワーキンググループの改正作業など、公開された文書のすべてを掲載いたします。

また日本計量新報社で「日本計量新報」を隔週刊として発行し、計量法改正の最新情報を掲載いたします。

3ワーキンググループ計量標準・標準物質の供給等への配布資料を掲載しております。

今追加した文書内容は次のとおりです。

計量制度検討小委員会第1ワーキンググループの「計量法改正作業のあり方」(平成17年度第1回)。

計量制度検討小委員会第2ワーキンググループの「計量法改正作業のあり方」(平成17年度第1回)。

「日本計量新報」の計量法改正に関する見聞感「日本計量新報」の「計量法改正作業のあり方」(平成17年度第1回)。

「5年計量法の改正作業をどう解釈するか」(横田俊英)

計量制度検討小委員会委員

- ◇委員長 中田哲雄 (同志社大学) ◆シニア研究科研究科長
- ◇委員 「21名」 ◆青山理恵子 (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事) ◆飯塚幸三 (日本計量振興協会会長) ◆石井正国 (神奈川県計量協会理事)
- ◇委員 ◆今井秀孝 (製品評価技術基盤機構認定センター顧問) ◆上田全宏 (日本品質保証機構理事長) ◆小野晃 (産業技術総合研究所) ◆ディネータ ◆甲斐力次

計量制度検討小委員会ワーキンググループ委員

- 第1WG**
 - ◇座長 飯塚幸三 (日本計量振興協会会長)
 - ◇委員 「15名」 ◆石川洋一 (日本電気計測器工業会専務理事) ◆岩崎木幸信 (産業技術総合研究所)
- 第2WG**
 - ◇座長 宮下正房 (東京経済大学)
 - ◇委員 ◆森神彦 (東京都計量検定所専務理事) ◆加島淳一郎 (日本計量機器工業連合会)
- 第3WG**
 - ◇座長 今井秀孝 (製品評価技術基盤機構認定センター顧問)
 - ◇委員 ◆藤原重 (日本計量機器工業連合会)